

税の損益分岐点(5)

～人生いろいろ(相続編)～

税理士 中根 武

一般の人が相続と聞いたときにイメージすることは、相続税が高いということと財産争いをすることだと言われています。

ます。あるサラリーマンの方から「父親が亡くなったので相続税で家が取られてしまう」と相談されました。概算の相続財産を教えていただいたところ、都内近郊の60坪の自宅と2,000万円ほどの預貯金でした。小規模宅地の適用を受けると基礎控除以下になるので、相続税は一切かからないことをお伝えするととても喜んでくれました。現在、検討されている相続税の改正案が成立すると7%程度の方が相続税を納税するようになるようですが、今は4%強の方だけが対象になっています。しかし相続はすべての人に必ず発生するもので、相続税が課税されなくても遺産分割では揉め事が起ります。そこで今回は過去の事例に基づいての遺産分割にまつわるエピソードをお話したいと思います。

[事例1] 争いを回避する“信頼関係”

最初の事例は関東近郊の地主の息子Aさんの事例です。Aさんは父親の相続の時に、実家を引き継いだ兄から相続関係の書類に判子を押してくれと頼まれました。判子代をいくらもらえると期待して、気持ち良く相続関係の膨大な書類の全てに判子を押しました。その時に兄から労いの言葉をもらい、少ないけどと言われて茶封筒を渡されたのです。後で中身を確認すると5万円が入っていました。少なくとも気持ち程度と言えば、100万円ぐらいはと思っていたので、人の良いAさんも少々がっくりきたようです。ちなみに兄が相続した財産は数億円ほどでした。もちろん遺産分割の争いで裁判をすれば、法的には兄と同程度の相続財産を受け取ることも可能でした。しかし、Aさんはそれ以上請求することなく、父親の相続はまとまりました。“相続争い”回避のキーは、まさに“信頼”的な有無にあるようです。

[事例2] “証明力”的重要性

2つ目の事例は、30年以上同居してきた長男(Bさん)夫妻を追い出して、父親の相続財産の大半を奪った兄弟姉妹の事例です。Bさんは亡くなつた父親から生前に同居していた自宅の土地建物を相続させると言われてきました。しかし実際に相続が発生した時には、兄弟姉妹と遺産分割で対立することになってしまいました。作成されていたはずの遺言書は見つからず、また母親が兄弟姉妹側についていたために2分の1を母親に相続させて、法定相続分である8分の1に相当する現預金の一部を相続ただけで、30年以上も両親と同居していた自宅から追い出されてしまったのです。Bさんの奥様は、遺産分割の内容もさることながら、母親から30年以上同居してきたことをまったく評価してもらえなかつたことがとても悔しいと語っていました。遺言書を公正証書遺言にしなかつたことが悔やされます。相続のような法律問題では、“証明”がキーとなるのです。

[事例3] “主張”しなければ権利は消える

3つ目の事例は、東京近郊の地主家族の相続の事例です。Cさんは男3人女2人の5人兄弟の長女です。父親が亡くなつて数年後の母親の相続の時のことでした。実家を引き継ぐ長男が遺産分割や相続税の申告の書類をまとめて、兄弟姉妹に説明するときに初めて長男の妻が母親の養子になっていることに気がついたのです。また大半の財産を長男が引き継ぎ、さらに男兄弟の相続する財産は女姉妹の相続する財産のおよそ2倍ほどでした。Cさんは大きなショックを受けました。その時に長男は、「文句があるならば、裁判でも何でもすればいいんだ。ただそんなことをしたら、近所の甲さんの家のように周りから笑いものになるだけだ」と諷諭して、何も言えずに判子を押していました。その後、Cさんは相続した財産に関するトラブルで多額の損失を計上し、かつ生活も厳しい状況に追い込まれたのです。現在、Cさんは「あの時にもう少し主張しておけば良かった」と後悔しています。法的な権利は、“主張”しなければ実現しません。これも重要な“キー”的な1つでしょう。

3つの事例を通じて考えなければいけない大事なことは、従順に従うかあるいは争うかのいずれにしても、家族の歴史や人間関係を含めて自分自身が後悔しないように対応することが大事ではないかと思います。